



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 28 日 (木曜日) 第 250 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定 (") 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (") 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止 (") 1	
○指定居宅サービス事業者の指定 (長寿介護課) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2	
○指定居宅サービス事業の廃止 (") 2	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (") 3	

○指定介護予防サービス事業の廃止 (長寿介護課) 3	
○民有林の保安林の指定予定 (自然環境課) 3	
○林業用種苗生産事業者の登録 (森林経営課) 3	
○道路の供用の開始 (2件) (道路保全課) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4	
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (") 4	
○都市計画事業の認可 (都市計画課) 4	

公 告

○地図及び簿冊の認証 (7件) (農村計画課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) (農村整備課) 5	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (管理課) 6	
○入札公告 (") 8	

告 示

宮崎県告示第 846号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 10 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社みなと調剤薬局	日南市油津 2 丁目 5 番 16 号	令和 3 年 9 月 30 日

宮崎県告示第 847号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
みなと調剤薬局	日南市油津 2 丁目 5 番 16 号	令和 3 年 10 月 1 日
早鈴マリンバ薬局	都城市早鈴町1507番地	令和 3 年 10 月 1 日

2

宮崎県告示第 848号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 3 年 10 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人慶明会けいめい記念病院	東諸県郡国富町大字岩知野 762

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人慶明会けいめい記念病院	社会医療法人慶明会けいめい記念病院	令和 3 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 849号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例による

ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社碧	都城市南横	オニクス・	都城市太郎	令和3年

のてらす	市町4396-7	ソーシャル プランニン グ	坊町2110-2-102	10月14日
------	----------	---------------------	--------------	--------

宮崎県告示第 850号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290415	訪問看護ステーションゼロワン	宮崎県都城市松元町11-13	合同会社ゼロワン	宮崎県都城市松元町99番地	令和3年9月1日	訪問看護
4560290423	ray訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市早水町9-2-1 2階	Light Ray 合同会社	宮崎県都城市早水町9-2-1 2階	令和3年9月1日	訪問看護

宮崎県告示第 851号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290415	訪問看護ステーションゼロワン	宮崎県都城市松元町11-13	合同会社ゼロワン	宮崎県都城市松元町99番地	令和3年9月1日	介護予防訪問看護
4560290423	ray訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市早水町9-2-1 2階	Light Ray 合同会社	宮崎県都城市早水町9-2-1 2階	令和3年9月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 852号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570203184	訪問介護サービスステーション つくしんぼう	宮崎県都城市下川東一丁目2号3番地	合同会社和	宮崎県都城市下川東一丁目2号3番地	令和3年9月9日	訪問介護
4570700148	串間市社会福祉協議会訪問入浴センター	宮崎県串間市西方9365番地8	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市西方9365番地8	令和3年9月16日	訪問入浴介護
4572001024	デイサービスマル	宮崎県児湯郡新富	株式会社彩美社	宮崎県宮崎市大島	令和3年9月20日	通所介護

	カの里	町上富田字井ノ木田3191番地1		町高崎4332番地		
4512110281	医療法人浩洋会田中病院	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	医療法人浩洋会	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	令和3年9月30日	短期入所療養介護

宮崎県告示第 853号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4512110281	医療法人浩洋会田中病院	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	医療法人浩洋会	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	令和3年9月30日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第 854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570700148	串間市社会福祉協議会訪問入浴センター	宮崎県串間市西方9365番地8	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市西方9365番地8	令和3年9月16日	介護予防訪問入浴介護
4512110281	医療法人浩洋会田中病院	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	医療法人浩洋会	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原4-80	令和3年9月30日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第 855号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 延岡市安井町1271-1
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 856号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1398	三谷 高弘 宮崎県延岡市平原町1丁目 913番地2	採取	幼苗の育成	三谷林業 宮崎県延岡市平原町1丁目 913番地2

宮崎県告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月28日から同年11月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
106	県道	大倉田財部線	都城市関之尾町6583番17地先から同市同町6583番9地先まで	令和3年10月28日

宮崎県告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月28日から同年11月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
360	県道	田代八重綾線	東諸郡綾町大字北俣中尾国有林2094林班は小班から同郡同町同大字中尾国有林2094林班は小班まで	令和3年10月28日

宮崎県告示第859号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 楠津第7地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市土々呂町六丁目3028番9
2	〃 〃 〃 3028番9
3	〃 〃 〃 3028番169
4	〃 〃 〃 3028番58
5	〃 〃 〃 3028番36
6	〃 〃 〃 3028番9
7	〃 〃 〃 3028番9
8	〃 〃 〃 3028番9

宮崎県告示第860号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成20年宮崎県告示第281号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	八重の平川	09-429-1-007	土石流
	八重の平	I-1-1387	急傾斜地の崩壊
	八重の平1	II-1-7108	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第861号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
高原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高原都市計画道路事業 3・4・6号二葉村移線
- 3 事業施行期間
令和3年10月28日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県西諸郡高原町大字西麓字広原地内
使用の部分
なし

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年4月1日から令和3年3月17日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字都井の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年4月1日から令和3年3月17日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字都井の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間
平成28年4月1日から令和3年3月17日まで
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字市木の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
西米良村
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年6月1日から令和3年3月2日まで
- 3 地籍調査を行った地域
西米良村大字村所の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年7月1日から令和3年2月26日まで
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市川島町の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年7月1日から令和3年2月26日まで
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北川町川内名の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
令和元年7月1日から令和3年3月2日まで
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北方町地番区域未の一部
- 4 認証年月日
令和3年10月18日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により

、黒沢津土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	温水勝則	小林市南西方6319番地7
理事	貴嶋洋一	小林市南西方6335番地2
理事	鬼下真作	小林市南西方6461番地4
理事	下沖篤史	小林市南西方5706番地10
理事	馬場住夫	小林市南西方5702番地23

理 事	立 野 良 一	小林市南西方6639番地
理 事	阿 多 丸 夫	小林市南西方5772番地 3
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	右 松 哲 朗	小林市南西方6713番地
監 事	温 水 一 美	小林市南西方6707番地

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	温 水 義 博	小林市南西方6707番地
理 事	馬 場 幸 成	小林市南西方5559番地 4
理 事	高 城 良 一	小林市南西方6423番地 1
理 事	河 野 与 一	小林市南西方5844番地 1
理 事	神 田 和 啓	小林市南西方6367番地
理 事	神 谷 良 子	小林市南西方6992番地
理 事	下別府 信 二	小林市南西方6643番地 1
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	温 水 勝 則	小林市南西方6319番地 7
監 事	右 松 哲 朗	小林市南西方6713番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
 牟田原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次の
 とおり届出があった。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 田 健 一	小林市北西方7209番地18

理 事	川 野 信 夫	えびの市大字大河平4274番地 3
理 事	山之口 和 也	小林市北西方1696番地 3
理 事	原 田 久 司	小林市北西方7000番地 1
理 事	黒 木 久 幹	えびの市大字大河平4289番地16
理 事	長 崎 正 人	小林市北西方6947番地 1
理 事	大 山 陽 子	小林市北西方2425番地 8
理 事	中 嶋 康 晴	小林市北西方1520番地 1
監 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
監 事	早 田 敏	小林市北西方6900番地13

（任期：令和6年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山之口 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	脇屋敷 久 信	小林市北西方6771番地 1
理 事	木切倉 一 美	小林市北西方3144番地10
理 事	馬 場 則 夫	小林市北西方1864番地ロ
理 事	黒 木 義 雄	えびの市大字大河平4289番地
理 事	奥 晃	小林市北西方6929番地
理 事	早 田 勇	小林市北西方7123番地
理 事	橋 谷 重 光	小林市北西方2891番地イ
監 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
監 事	早 田 敏	小林市北西方6900番地13

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
 建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和3年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者			処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日	
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分			取り消した業種
宮崎県知事許可	侑ひなた	岩切 房巳	宮崎県宮崎	一般	土木工事業、とび・土	令和3年9月	令和3年9月7日

(般-28)第8310号			市大橋 2-8-1		工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	7日付で廃業した旨の届け	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第10701号	(株)ジオテックHD	栗山 弘樹	宮崎県宮崎市城ヶ崎 2-1-15	一般	建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業	令和3年9月15日付で廃業した旨の届け	令和3年9月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11770号	(有)装美	七枝 勇	宮崎県宮崎市芳士 294-1	一般	大工工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業	令和3年9月21日付で廃業した旨の届け	令和3年9月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第574号	藤岡工業(株)	藤岡 誠二	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276-27	一般	消防施設工事業	令和3年9月9日付で廃業した旨の届け	令和3年9月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第1428号	巴設備工業(株)	下水流 靖紀	宮崎県宮崎市高洲町18-8	一般	機械器具設置工事業、清掃施設工事業	令和3年9月22日付で廃業した旨の届け	令和3年9月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第3214号	(株)栗田瓦工業	栗田 品江	宮崎県宮崎市大字跡江 4495-2	一般	建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和3年9月1日付で廃業した旨の届け	令和3年9月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-29)第3403号	(有)水野組	水野 学	宮崎県宮崎市大字柏原 825	特定	塗装工事業、防水工事業、解体工事業	令和3年9月7日付で廃業した旨の届け	令和3年9月7日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第4073号	(有)上杉エンジニアリング	上杉 厚	宮崎県延岡市片田町2908-4	一般	解体工事業	令和3年9月7日付で廃業した旨の届け	令和3年9月7日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7584号	ダンバック工業(株)	安在 眞吉	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276-1061	一般	解体工事業	令和3年9月21日付で廃業した旨の届け	令和3年9月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9196号	(有)日向冷熱工業	堀口 弘伸	宮崎県日向市亀崎東 1-31	一般	消防施設工事業	令和3年9月6日付で廃業した旨の届け	令和3年9月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第9944号	(有)西田塗装工業	西田 健一	宮崎県延岡市川島町3185-1	一般	防水工事業	令和3年9月13日付で廃業した旨の届け	令和3年9月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-1)第12718号	上田工業(株)	森 龍彦	宮崎県延岡市古城町 5-46	特定	電気工事業	令和3年9月3日付で廃業した旨の届け	令和3年9月3日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13776号	(株)A・Sカワサキ	川崎 利久	宮崎県串間市大字本城 632-1	一般	解体工事業	令和3年9月22日付で廃業した旨の届け	令和3年9月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13817号	(株)サン・シャイン	落合 幸人	宮崎県えびの市向江 197	一般	解体工事業	令和3年9月16日付で廃業した旨の届け	令和3年9月16日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13831号	(株)はなぶさ工業	右田 英士	宮崎県宮崎市村角町萩崎 2702-8	一般	解体工事業	令和3年9月15日付で廃業した旨の届け	令和3年9月15日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第13916号	(株)丸康産業	片木 康雄	宮崎県西都市大字下三	一般	解体工事業	令和3年9月13日付で廃	令和3年9月13日(一部廃業)

		財2742		業した旨の届 け	
<p>入札公告 一般競争入札を次のとおり実施する。 令和3年10月28日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 内燃機関実験装置一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 令和4年3月30日</p> <p>(4) 納入場所 宮崎県立宮崎海洋高等学校</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和3年11月30日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法</p> <p>上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和3年10月28日から令和3年11月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 期間 令和3年10月28日から令和3年12月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 交付期間 令和3年10月28日から令和3年11月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p>			<p>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>(2) 提出期限 令和3年12月7日午前10時（送付にあっては、令和3年12月6日午後5時必着）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>7 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>(2) 日時 令和3年12月7日午前10時</p> <p>8 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of goods and/or services required: Internal Combustion Engine for Experimentation and Testing</p> <p>(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 7 December, 2021</p> <p>(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208</p>		